

情 個 審 第 5 7 号

平成 2 5 年 3 月 1 5 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書不開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成 2 4 年 2 月 9 日付け農整諮問第 2 号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「一時利用地指定処分に対する審査請求に係る議事録等」不開示決定（存否応答拒否）に係る異議申立事案

（情報公開諮問第 1 5 8 号）

（情報公開答申第 1 3 4 号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

平成23年11月21日、異議申立人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる内容の行政文書（以下「対象行政文書」という。）の開示を請求した。

〇〇〇〇及び〇〇〇〇が平成〇年〇月〇日付けで提起し、平成〇年〇月〇日付けで裁決が出た、茨城県〇〇土地改良事務所長（現茨城県〇〇農林事務所長）の一時利用地指定処分に対する審査請求の議事録、その他審査日時、回答等審査状況がわかるもの

2 実施機関の決定及び通知

平成23年11月30日、実施機関は、対象行政文書について、「当該文書の存否を答えること自体が、個人のプライバシー侵害となり、条例第7条第2号の規定により不開示とすべき情報を開示することになるので存否を答えることはできないが、仮に当該文書が存在するとしても、同号の規定により不開示になる文書である。」として、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成24年1月24日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び異議申立人意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関は、本件開示請求に対し、文書の開示が個人のプライバシー侵害となるとして、条例第7条第2号の規定により不開示とする決定を行った。

しかるに、異議申立人及び〇〇〇〇は、当該文書の開示を求め、その開示に同意している。そのため、当該文書の開示によりプライバシー侵害となる余地はない。また、仮に異議申立人ら以外の者のプライバシー侵害を理由とするのであっても、それらの者は条例第7条第2号ただし書ウの「公務員等」に該当すると思われるから、やはり不開示決定には理由がない。

(2) 行政文書は原則として開示するものとされているのに対して、条例第7条第2号が記載されている文書が例外的に不開示とされている趣旨は、個人のプライバシーを保護する点にある。そして、行政文書は、何らかの個人の情報に関する情報を含んでいることがあるから、個人情報が含まれることのみを理由に安易に条例第7条第2号に該当するとすれば、不開示とされる場面が過度に広がりかねない。当該行政文書が条例第7条第2号の不開示情報に該当するか否かは、具体的場面ごとに、個人のプライバシー侵害が生じるか否かを判断すべき必要がある。

本件で、当該行政文書の開示でプライバシーが問題となるのは、異議申立人及び〇〇〇〇の両名のみである。そして、両名は、対象行政文書の開示を求め、その開示に同意していることから、対象行政文書の開示によってプライバシー侵害が生じる余地はない。

よって、対象行政文書が条例第7条第2号の不開示情報に該当する余地はない。

(3) 条例第10条が想定しているのは、通院記録や逮捕歴などその存在が公開されることのみによって、個人の権利利益の保護が図れない場合である。

これに対して、審査請求という行為は、審査請求人の正当な権利行使にほかならず、公開されることによって審査請求人の権利利益が何ら害されるものではない。

また、本件処分については取消訴訟の提起が可能であり、訴訟は公開されるものであるから、審査請求をした事実は、むしろ公開が予定されていると言える。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- 1 本件開示請求は、一時利用地指定処分の取消しを求めて審査請求を行った個人を特定し、その審査請求に係る審査状況が分かる文書の開示を求めたものであることから、当該文書は当然に特定の個人を識別することができるものである。そして、審査請求については、行政庁の処分に不服のある者が、当該行政庁に対して不服申立てするものであることから、一般的には審査請求を行ったという事実は、あまり他人には知られたくない情報である。対象行政文書については、その存否を答えること自体が、特定の個人が審査請求を行ったか否かという事実を開示することになり、条例第7条第2号により不開示とすべき個人に関する情報を開示することになると考えられることから、条例第10条の規定により存否を明らかにしないで不開示としたものである。

また、異議申立人は、〇〇〇〇及び〇〇〇〇が当該文書の開示を求め、その開示に同意している旨主張しているが、条例は不特定多数の開示請求者に対して、開示請求者の立場のいかんを問わず、開示・不開示の判断を行うものであることから、特定の個人に関する情報が記録されている行政文書であって条例第7号第2号の規定に該当するものについては、本人からの開示請求であってもこれを拒むものと解される。したがって、異議申立人の主張には理由がない。

- 2 対象行政文書は、公務員が職務の遂行において作成する文書であるが、本件開示請求に係る開示・不開示の判断については、上記1のとおりであり、公務員の個人情報ではないことから、仮に存在しても条例第7条第2号ただし書ウには該当しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

- 1 対象行政文書について

対象行政文書は、「特定の個人が一時利用地指定処分に対して提起した審査請求に係る議事録等審査請求の状況がわかるもの」であることから、その存否を答えることは、特定の個人が一時利用地指定処分に対して審査請求を行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果になるものと認められる。

2 本件存否情報の条例第7条第2号該当性について

本件存否情報は、特定の個人が一時利用地指定処分に対して審査請求を行ったか否かという個人に関する情報であって、当然に個人を識別することができることから、同号本文の「特定の個人を識別することができるもの」（以下「個人識別情報」という。）として、同号本文に該当すると認められる。

異議申立人は、対象行政文書について、同号の趣旨は個人のプライバシーを保護する点にあり、本件開示請求においては、保護の対象となる個人が「開示に同意」していることから、対象行政文書の開示によって個人のプライバシー侵害が生じる余地はないとして、対象行政文書は本号の不開示情報には該当しない旨主張している。しかし、同号では、個人に関する情報については、プライバシー侵害の有無によらず、個人識別情報を原則不開示としたうえで、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても公益上公にすることの必要性が認められるものを例外的に開示すべきものとしており、同号ただし書アないしウで除外する方式をとっている。よって、保護の対象となる個人が「開示に同意」していることのみをもって同号の不開示情報に該当しないと解することはできない。

次に、本件存否情報の本号ただし書該当性について検討する。

同号ただし書アにおいて、「公にされている」とは「現在何人も知り得る状態に置かれている情報をいう」と解されるところ、「開示に同意」しているだけでは、現在何人も知り得る状態に置かれているとは言えないこと、また、異議申立人が意見書で言及する「裁判の公開」は裁判の公正を確保するためのものであり、情報公開とはその目的を異にすることから、本件存否情報がただし書アの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとは認められない。そして、ただし書イに該当する事情は認められず、また、本件存否情報は、一時利用地指定処分に対して審査請求を行ったとされる個人についてのものであることから、ただし書ウにも該当しない。

したがって、本件存否情報は、本号に該当すると判断する。

3 対象行政文書の条例第10条該当性について

異議申立人は、「条例第10条が想定しているのは、通院記録や逮捕歴などその存在が公開されることのみによって、個人の権利利益の保護が図れない場合である」として、対象行政文書は同条の文書に該当しない旨主張しているが、同条では、開示請求に対し、「当該開示請求に係る行政文

書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」は、当該行政文書の存否を明らかにしないで不開示とすることができると規定しているところ、対象行政文書の存否を答えることで明らかとなると認められる本件存否情報は、上記2で述べたとおり、条例第7条第2号の不開示情報に該当すると判断されることから、対象行政文書は、条例第10条が適用される文書に該当すると認められる。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、開示請求に係る行政文書の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

5 本件処分の妥当性について

上記のことから、対象行政文書について、その存否を答えるだけで条例第7条第2号の不開示情報を開示することになるとして、条例第10条の規定により行った本件処分は妥当であると判断する。

6 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件異議申立てに係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成24年	2月	10日	諮問受理
平成24年	3月	9日	諮問庁意見書受理
平成24年	4月	18日	異議申立人意見書受理
平成24年	10月	31日	審査（平成24年度第5回審査会第二部会）
平成24年	12月	13日	審査（平成24年度第6回審査会第二部会）
平成25年	2月	8日	審査（平成24年度第7回審査会第二部会）